

一般競争入札方式の試行事務処理要領

山口市の所掌する工事の一部について、工事の質の確保を図りつつ、入札、契約手続きのより一層の透明性、競争性を確保するため、試行的に一般競争入札方式を導入する手続きを下記のとおり定める。

記

1 対象工事

当面、一般土木工事又は建築工事で2.5億円以上のうち市長が選定するものとする。

2 入札の公示及び公告

(1) 入札参加者の資格の公示及び入札の公告は、山口市財務規則（平成17年山口市規則第44号）第100条から第102条までの規定に基づき、掲示場（山口市公告式条例（平成17年山口市条例第3号）第2条第3項の掲示場をいう。）へ掲示するとともに、その概要を新聞等に公表するものとする。

(2) 入札の公告は、別添標準入札公告例によるものとする。

3 競争入札参加資格

山口市財務規則第102条第2号の「入札に参加する者に必要な資格に関すること。」として次の事項を公告するものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

(2) 当該年度における山口市が発注する建設工事の契約に係る競争入札の参加資格審査の申請を受理されていること。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受け、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値通知書（直近で有効期限内）を提出していること。

(3) 当該工事と同種の工事の施工実績があること（個別工事に応じてできるだけ詳細に明示すること。）。

(4) 当該工事に配置を予定する主任技術者、現場代理人、監理技術者等が適正であること（個別の工事に応じて技術者の資格並びに主任技術者、現場代理人、監理技術者等としての経歴及び同種の工事の経験等をできるだけ詳細に

明示すること。)

- (5) 山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

4 参加資格の決定

記3に規定する資格は、記17に規定する競争入札参加資格委員会の議を経て、市長が決定するものとする。

5 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格資料の提出並びに受付

- (1) 市長は、一般競争入札に参加する者の競争入札参加資格（以下「参加資格」という。）を確認するため、参加希望者から所定の期限までに一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出を求めることとし、その旨を公告において明らかにするものとする。
- (2) 申請書及び資料は、公告において示す様式に従い作成し、参加希望者が持参するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。
- (3) 期限までに申請書及び資料を提出しない者又は市長が参加資格がないと認められた者は、当該競争に参加することができない旨を公告において明らかにするものとする。
- (4) 公告において示す様式は、申請書については様式第1号に、資料については、施工実績（様式第2号）及び配置予定技術者の資格等（様式第3号）に準じて作成するものとする。
- (5) (1)の申請書及び資料の提出期限は、原則として図面、仕様書（以下「設計図書」という。）の閲覧及び貸出し並びに現場説明書の配布を開始した日の翌日から起算して10日とするものとする。
- (6) 申請書及び資料の受付期間並びに受付場所を公告において明らかにするものとする。
- (7) 申請書及び資料の受付期間は、設計図書の閲覧及び貸出し並びに現場説明書の配布を開始した日の翌日から申請書及び資料の提出期限までとする。
- (8) 申請書及び資料の受付は、契約監理課において行うものとする。
- (9) (1)から(3)まで及び(6)に掲げる事項に加えて、次に掲げる事項を公告において明らかにするものとする。
- ① 資料の作成に係る費用は、提出者の負担とすること。

- ② 提出された資料は、山口市において無断で使用することはできないものとする。
- ③ 提出された資料は返却しないこと。
- ④ 資料提出に関する問い合わせ先
- ⑤ その他市長が必要と認める事項

6 資料の内容

資料の内容は、(1)及び(2)とするものとする。なお、資料の内容は、公告において明らかにするものとする。

(1) 施工実績

同種の工事の施工実績（様式第2号）

(2) 配置予定の技術者の資格等

主任（監理）技術者等の資格・工事経験（様式第3号）

7 参加資格の確認

- (1) 市長は、記17に規定する競争入札参加資格委員会の議を経て、参加資格の有無について確認を行うものとする。
- (2) (1)の確認は、申請書及び資料の提出期限日をもって行うものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。
- (3) 市長は、所定の期限までに参加資格の確認の結果を一般競争入札参加資格確認通知書（様式第4号）により通知するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。
- (4) なお、参加資格がないと認めた者に対してはその理由を付すとともに、所定の期限内に参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を通知するものとする。
- (5) (3)の通知は、原則として申請書及び資料の提出期限日の翌日から起算して7日以内に行うものとする。

8 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がないと認めた者は記7(3)の通知をした日の翌日から起算して7日以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について非適合理由説明申請書（様式第5号）により説明を求めることができるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。
- (2) 参加資格がないと認められた者が説明を求める場合は、非適合理由説明申

請書を持参することにより行うものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

- (3) 書面の提出先は、契約監理課とするものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。
- (4) 市長は、(1)の説明を求められたときは、原則として、(1)の参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に、説明を求めた者に対し非適合理由説明回答書（様式第6号）により回答するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。
- (5) 市長は、説明を求めた者に参加資格があると認める場合には、記7(3)の通知を取消し、(4)の回答と併せて、改めて参加資格のある旨の通知を様式第4号により行うものとする。
- (6) 市長は、(4)の回答及び(5)の通知を行う場合は、記17に規定する競争入札参加資格委員会の議を経て行うものとする。
- (7) 現場説明会（現場説明会を行わない場合には、入札の執行）は、(4)及び(5)の手続きが終了していることを確認の上実施するものとする。

9 予定価格の公表

予定価格及び入札書比較価格を記2に定める公告に記載するとともに、工事主管課において公開し閲覧に供するものとする。

10 設計図書の閲覧及び貸出し並びに現場説明書の配布

- (1) 設計図書の閲覧及び貸出し並びに現場説明書の配布の期間及び場所は、公告において明らかにするものとする。
- (2) 設計図書の閲覧及び貸出し並びに現場説明書の配布は、公告後速やかに開始することとし、入札執行日の前日まで行うものとする。
- (3) 設計図書に対する質問書の提出があった場合は、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。
- (4) 質問書の提出は、受付場所への持参又は郵送により行うものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。
- (5) 質問書の受付期間及び場所を公告において明らかにするものとする。
- (6) 質問書の受付期間は、原則として設計図書の閲覧及び貸出し並びに現場説明書の配布を開始した日の翌日から入札執行日の5日前までとするものとする。

る。

(7) 質問書の受付場所は、契約監理課とする。

(8) 質問に対する回答書の閲覧期間及び場所を公告において明らかにするものとする。

(9) 質問に対する回答書の閲覧は、原則として、質問書の受付期限日の翌日から起算して2日後までに開始し、入札執行の前日に終了するものとする。

(10) 質問に対する回答書の閲覧場所は、契約監理課とする。

1 1 現場説明会

(1) 市長が必要があると認めるときは、現場説明会を行うことができるものとする。

(2) 現場説明会を行う場合には、現場説明会を行う旨及び現場説明会を行う日時、場所等を公告において明らかにしなければならない。

(3) 現場説明会を行う日は、記8の参加資格がないと認めた者に対する理由の説明手続きが終了した以降とし、原則として、入札執行日の7日前とする。

1 2 入札保証金及び契約保証金

(1) 山口市財務規則第103条から第105条までの規定によるものとする。

(2) 山口市財務規則第124条から第126条までの規定によるものとする。

1 3 入札の執行

入札の執行に先立ち、市長が参加資格があることを確認した旨の通知書の写しを入札参加者に提出させるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

入札の回数は3回とする。

1 4 再入札

契約担当者は、一般競争入札に付した場合において、入札者がいないとき、若しくは落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、再度公告入札を行うか又は指名競争入札に移行するものとする。

1 5 入札の無効

(1) 山口市工事執行規則（平成17年山口市規則第164号）第15条の規定によるものとする。

(2) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに現場説明書及び現場説明に示した条件等入札に関する

条件に違反した入札並びに市長により参加資格のあることを確認された者であっても確認の後、指名停止措置を受けて入札時点において指名停止期間中である者等入札時点において参加資格のない者のした入札は、無効とする旨を公告において明らかにするものとする。

1 6 入札結果等の公表

一般競争入札に付した工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に伴う情報の公表等に関する要綱に基づき、落札者決定後、速やかに入札結果等を公表する。

1 7 競争入札参加資格委員会

- (1) 市長は競争入札参加資格委員会を設けるものとする。
- (2) 競争入札参加資格委員会は、副市長を委員長とし、山口市指名審査会設置要綱別表1「設計金額が5千万円を超えるもの」欄に掲げる委員により構成する。
- (3) 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- (4) 委員長が必要があると認めるときは、(2)の構成員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができるものとする。
- (5) 会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- (6) 競争入札参加資格委員会は、委員長が招集し、次に掲げる事項を審議するものとする。
 - ① 参加資格に関する事項
 - ② 参加資格の有無
 - ③ 参加資格がないと認めた者からの理由の説明への対応
 - ④ その他市長が必要と認める事項

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月15日から施行する。

標準入札公告 例 (一般競争入札)

工事について、下記のとおり一般競争入札を行いますので、山口市財務規則（平成17年山口市規則第44号）第100条、第100条の2、第101条、第102条に基づき入札参加者の資格の公示及び入札の公告をします。

年 月 日

山口市長

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 工事
- (2) 工事場所
- (3) 工事概要
- (4) 予定価格 円
入札書比較価格 円
- (5) 工期約 ヲ月間(約 日間)

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

年度及び 年度において、山口市が発注する建設工事に係る競争入札の参加資格審査の申請(年山口市告示第 号)を受理されている者のうち、次に掲げる条件を全て満足する者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 建築一式に係る格付点数または建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29に規定する総合評定値が 以上の者
- (3) 建築一式について、建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者
- (4) 山口県内において、過去5年間に元請人または共同企業体の代表者とし

て、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造延床面積 m^2 以上の工事(以下「同規模工事」という。)の施工実績を有する者

(5) 山口県内の公共工事において、建築一式工事について過去5年間に元請人又は共同企業体の代表者としての施工実績を有する者

(6) 1級建築士を 人以上有する者

(7) 次に掲げる要件を全て満たす監理者を当該工事の現場に専任で1名配置できる者

① 1級建築士の資格を有する者

② 指定建設業監理技術者証の交付を受けている者

③ 同規模工事において監理技術者としての経験を有する者

(8) 山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格の確認

(1) 本競争の参加希望者は、 年 月 日までに一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を提出し、市長の競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 競争入札参加資格の確認は、(1)の競争入札参加資格確認申請書の提出期限日をもって行うものとし、その結果は 年 月 日までに通知する。

(3) 申請書及び資料の提出

① 申請書及び資料の提出は、様式第1号から様式第3号までにより行うものとする。

② 申請書及び資料は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 資料の内容

競争入札参加資格確認資料の内容は①及び②とする。

① 同種の工事の施工実績(様式第2号)

資格の有無を判断できる同種の工事の施工実績

② 主任(監理)技術者等の資格・工事経験(様式第3号)

資格の有無を判断できる配置予定技術者の資格、経歴、同種の工事の経験等

(5) 申請書及び資料の受付

申請書及び資料は、次のとおり受け付ける。

・期 間： 年 月 日 () から 年 月 日 () までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 時から午後 時まで

・場 所：〒753-8650 山口市亀山町2番1号

山口市役所 契約監理課 TEL083-934-2710

(6) その他

- ① 資料の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された資料は、当市において無断で使用することはできないものとする。
- ③ 提出された資料は、返却しない。
- ④ 資料提出に関する問い合わせ先

(1)から(3)まで、(5)に関しては、

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

山口市役所 契約監理課 TEL083-934-2710

4 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、市長に対して競争入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合は、年 月 日までに書面を提出して行わなければならない。

(3) 書面は持参するものとし、郵送によるものは受け付けない。

(4) 説明を求められたときは、年 月 日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

(5) (2)の書面提出先は次のとおりとする。

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

山口市役所 契約監理課 TEL083-934-2710

5 図面、仕様書及び現場説明書

(1) 図面、仕様書(以下「設計図書」という。)は、次のとおり閲覧及び貸出しとする。

・設計図書の閲覧及び貸出し期間： 年 月 日 () から 年 月 日 () までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 時 から

時まで

(注)設計図書の貸出しは1日を限度とする。

- ・ 閲覧及び貸出し場所：〒753-8650 山口市亀山町2番1号
山口市役所 契約監理課 TEL083-934-2710

(2) 現場説明書は配布する。

- ・ 説明書の配布場所：〒753-8650 山口市亀山町2番1号
山口市役所 契約監理課 TEL083-934-2710

(3) 設計図書等に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。

なお、書面は受付場所への持参又は郵送により提出すること。電送によるものは受け付けない。

- ・ 受付期間： 年 月 日 () から 年 月 日 () まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、時から時まで

- ・ 受付場所：〒753-8650 山口市亀山町2番1号
山口市役所 契約監理課 TEL083-934-2710

(4) (2)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

- ・ 期 間： 年 月 日 () から 年 月 日 () までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前時から午後時まで

- ・ 場 所：〒753-8650 山口市亀山町2番1号
山口市役所 契約監理課 TEL083-934-2710

6 現場説明会

現場説明会を下記の要領で実施する。

- ・ 日 時： 年 月 日 () 時 分から
- ・ 場 所：
- ・ 図面及び仕様書を保持している者は持参すること。

7 競争入札執行の日時及び場所等

- ・ 日 時： 年 月 日 () 時 分から
- ・ 場 所：
- ・ その他：入札の執行に当っては、市長により競争入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

8 入札方法等

- (1) 入札の回数は3回とする。
- (2) 電信及び郵送による入札は認めない。
- (3) 落札決定に当たっては、入札記載金額に、当該金額の●●%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）をもって、落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（消費税相当額を含んだ金額）の●●●分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札保証金及び契約保証金

1 0 契約書作成の要否

1 1 支払条件

1 2 火災保険付保要否

1 3 入札の無効

- (1) 山口市工事執行規則（平成17年山口市規則第164号）第15条の規定によるものとする。
- (2) 本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに現場説明、現場説明書及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、市長により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認後指名停止措置を受けて入札時点において指名停止期間中である者等入札時点において記2に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

1 4 山口市低入札価格調査実施要領に定める調査基準価格を下回る入札は同要領に定める調査・審査を行った後落札者を決定する。

1 5 その他

本件の工事請負契約は、山口市議会の議決を要するものである。

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

山口市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

年 月 日付けで公告のありました〇〇〇〇工事に係る一般競争入札参加資格について確認したく、下記の書類を添えて申請します。なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告記 3 (4) ①に定める施工実績を記載した書面
- 2 公告記 3 (4) ②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面

注意：返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長形 3 号封筒を、申請書と併せて提出してください。

様式第2号

同種の工事の施工実績

〇〇工(工種・工法を指定する場合) 会社名：

競争参加資格		延長〇〇m以上のNATM	杭径〇m以上の場所打抗
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所	(都道府県名・市町村名)	
	契約金額		
	工期	年 月～ 年 月	
	受注形態等	単体／JV(出資比率)	
工事概要	構造形式		
	規模・寸法		
	使用機材・数量		
	設計条件		

注意：公告において明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目を設定すること。

主任(監理)技術者等の資格・工事経験

会社名：

配置予定技術者の 従事役職・氏名		〇〇技術者 〇〇 〇〇
最終学歴		一級土木施工管理技士(取得年) 監理技術者資格(取得年、登録番号及び登録会社)
法令による資格・免許		
工事の 経験の 概要	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	(都道府県・市町村名)
	契約金額	
	工期	年 月 日～ 年 月 日
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	工事内容	
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号) ・ 無
申請時 における 他	工事名称	
	発注機関名	
	工期	年 月 日～ 年 月 日
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	本工事と重複する場合等の対応措置	本工事に着手する前の〇月〇日から後片づけ開始 予定のため本工事に従事可能
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号) ・ 無

注意：公告において明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目を設定すること。

申請時における他工事の従事状況は、従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。

様式第4号

一般競争入札参加資格確認通知書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

山口市長

先に申請のあった〇〇〇〇工事に係る一般競争入札参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

記

公 告 日	年 月 日
工 事 名	工事
競争入札参加資格 の 有 無	有
	無
競争入札参加資格 がないと認めた理由	

なお、競争入札参加資格がないと通知された方は、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、年 月 日までに山口市契約監理課へ、その旨を記載した書面を提出してください。

非適合理由説明申請書

山口市長

様

申請者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

年 月 日 第 号で通知のあった下記工事に係わる入札参加資格非適合の理由説明を求めます。

記

1 工事名

2 工事場所

注 提出部数は正副各1部とする。

非適合理由説明回答書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

様

山口市長

印

年 月 日付で申請のあった非適合理由を下記のとおり回答いたします。

記

工 事 名	
工事場所	
非適合の 理由説明	